

入札終了後の事務手続きについて(建設工事)

本書はスムーズに工事に着手できるよう、今後必要となる事務処理の流れや提出書類について記載したものです。特に初めて町工事を受注される請負者の方は、様式等確認の上、今後の事務手続きを行うようお願いします。なお、事務処理の流れや提出書類等について不明な点がある場合は、工事担当課まで遠慮なくお問い合わせください。

工事請負者 _____
落札決定日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

工事名 _____
請負代金額 _____ 円
契約保証金 _____ 円
前 払 金 _____ 円 (請負代金額の4割以内の額を記入してください)
中間前払金 _____ 円 (請負代金額の2割以内の額を記入してください)

※ 入札終了後の事務手続きは概ね次のようになります。

- 1 契約書の提出(提出期限：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
建設リサイクル法の対象工事の場合、その工事の解体工事に要する費用等調書を作成し、『契約書』、『解体工事に要する費用等調書』、『建設工事請負契約約款』の順に揃え袋とじてください。
- 2 1と同時に契約保証金の納付等(令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日) 保証金預かり証の写し又は保証証書
- 3 契約締結(契約日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
同時に下記の書類を準備してください。
 - ② 『仲裁合意書』(両面コピー)、『現場代理人等指定通知書』(令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
 - ② 『工程表』(着手：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日) (令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
必要な場合、『施工体制台帳』の写しの提出(監督員へ直接提出)
 - ③ 『下請報告書』(令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
 - ④ 『建設業退職金共済組合掛金収納書』(令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
- 4 『工事請負代金額前金払請求書』(請求する場合は、契約日以降に提出)(令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
- 5 『工事請負代金額中間前金払請求書』(請求する場合は、工期の2分の1を経過以降に提出)
(令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)

(手順1) 契約保証金の納付等

契約保証に関しては、現金の納付、金融機関や保証事業会社の保証、履行保証証券による保証などがあります。現金で納付する場合、契約保証金を納めた後、契約書に預かり証の写しを添付し提出してください。

(手順2) 契約書の提出

『建設工事請負契約書』を提出してください。建設リサイクル法の対象工事の場合、その工事の『解体工事に要する費用等調書』を作成し、『契約書』『解体工事に要する費用等調書』『建設工事請負契約約款』の順に揃えて袋とじにしてください。

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、木材、アスファルト）を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等（土木工事を含む）で、建設工事の規模が下表以上の場合に調書を作成し、分別解体等及び再資源化等（再資源化、縮減）を実施しなければならない（「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」平成12年法律第104号）。

建築物の解体工事の場合	床面積 80 平方メートル以上
建築物の新築工事の場合	床面積 500 平方メートル以上
建築物の維持・修繕工事の場合	請負代金（税込）1 億円以上
その他工作物に関する工事（土木工事も含む）	請負代金（税込）500 万円以上

分別解体等とは、解体工事において、建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工すること。

新築工事等（土木工事も含む）に伴い副次的に生じた建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工すること。

再資源化とは、建設資材廃棄物について、資材、原材料として利用できる状態にすること。建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。

縮減とは、燃焼、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずること。

(手順3) 契約締結

次の書類も取り揃えてください。

- 現場代理人等指定通知書（工事経歴書については任意様式ですが、担当者押印のうえ提出ください）
- 工事工程表（必要な場合、施行体制台帳の写しを監督員へ直接提出ください）
- 下請報告書（一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、下請先の予定者を必ず書いて提出し、自社すべて施工する場合もその旨記入し提出ください。）
- 契約保証金の納付等
- 建設業退職金共済組合掛金収納書

(手順4) 前払金の請求

請負代金額1件130万円を超える工事について、保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合、保証書を請求書に添えて提出してください。なお、前払請求額は契約金額の40%以内とします。

(手順5) 中間前払金の請求

対象は、前払いをした工事であって、かつ工期の2分の1を経過以降、中間前払金の認定を受けた請負代金額1件1000万円以上の工事について、保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合、保証書を請求書に添えて提出してください。なお、中間前払請求額は契約金額の20%以内とします。